一　研究開発成果活用促進事業者（特別研究開発法人から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第三号に掲げる者に該当する法人（当該特別研究開発法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうちその役員が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該国立大学等成果活用促進事業者に限る。）　当該国立大学法人から同法第二十二条第一項第六号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者又は同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人から同法第二十九条第一項第五号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者に該当する法人（当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうちその役員が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該国立大学等成果活用促進事業者に限る。）　当該国立大学等成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等のうち当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人が株主等として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し

三　公立大学成果活用促進事業者（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人から同法第二十一条第二号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者に該当する法人（当該公立大学法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうちその役員が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該公立大学成果活用促進事業者に限る。）　当該公立大学法人が株主等として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し

施行令第五条の三第十一項第四号に規定する財務省令で定める研究開発は、次に掲げる研究開発とする。

一　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第三条第一号に掲げる事業として行う研究開発

二　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四条第二号ロに掲げる研究開発

8　施行令第五条の三第十一項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究が施行令第五条の三第十一項第四号に規定する成果活用促進事業者（以下この条において「成果活用促進事業者」という。）の行う同号に規定する成果実用化研究開発（第十九項第二号において「成果実用化研究開発」という。）に該当する旨

三　当該試験研究の実施期間

四　当該試験研究に係る成果活用促進事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

五　当該試験研究の実施場所

六　当該試験研究の用に供される設備の明細

七　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名

八　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

第五条の七を次のように改める。

第五条の七　削除

第五条の八第五項中「第五条の五第四項」を「第五条の五第五項」に改め、同項第二号中「を除く」を「にあつては、生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る」に改め、同項第十一号中「物品賃貸業及び」を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一　不動産業

第五条の十を次のように改める。

第五条の十　削除

第五条の十二の見出し中「引上げ及び設備投資を行つた場合等」を「支給額が増加した場合」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　施行令第五条の六の三の二第五項に規定する財務省令で定める日は、当該個人の国内に所在する事業所につき作成された同項に規定する労働者名簿にその氏名が記載された同項各号列記以外の部分に規定する国内雇用者の労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五十三条第一項第四号に掲げる日（当該国内雇用者が当該個人の国内に所在する他の事業所から異動した者である場合には、当該個人の国内に所在する各事業所における当該国内雇用者の同号に掲げる日のうち最も早い日）とする。

第五条の十二第六項中「第五条の六の三の二第十一項」を「第五条の六の三の二第十一項」に、「同条第一項第三号」を「同条第一項第二号」に、「同条第三項第十号」を「同条第三項第七号」に改め、「又は同項第十一号に規定する中小企業比較教育訓練費の額」を削り、同項第一号中「第五条の六の三の二第十五項各号」を「第五条の六の三の二第十項各号」に改め、同項第三号中「第十条の五の四第三項第一号」を「第十条の五の四第三項第八号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第五条の六の三の二第十五項第三号」を「第五条の六の三の二第十項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第五条の六の三の二第十五項第一号ロ」を「第五条の六の三の二第十項第一号ロ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第五条の六の三の二第十五項第一号イ」を「第五条の六の三の二第十項第一号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　施行令第五条の六の三の二第五項第二号に規定する財務省令で定める者は、当該個人との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する当事者間の支配の関係がある法人の国内に所在する事業所に勤務する使用人で当該法人の施行令第二十七条の十二の四の二第三項第一号に規定する国内雇用者に該当する者とする。

第五条の十二の二の次に次の一条を加える。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例）

第五条の十二の三　施行令第五条の七第三項に規定する財務省令で定める者は、同項に規定する個人の就業規則において同項に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、次に掲げる書類のいずれかにその者が当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合のその者とする。

一　雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類

二　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百八条に規定する賃金台帳

第五条の十三第一項を削り、同条第二項中「第六条の三第七項第一号イ」を「第六条の三第四項第一号イ」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第六条の三第七項第一号ロ」を「第六条の三第四項第一号ロ」に、「第四号」を「第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　施行令第六条の三第八項に規定する財務省令で定める事業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業とする。